

告 示

埼玉県告示第二百三十二号

令和三年埼玉県告示第千六号で公示した公共測量は、令和四年二月十日終了した旨測量計画機関である志木市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕